

家屋のネズミ・害虫被害に
お困りの世帯へ

家屋の清掃費用の補助を
ご希望の世帯へ

平成26年度 榑葉町住環境回復支援事業 説明会
説明資料

住宅の再建に向けた
ネズミ害虫駆除・家屋内清掃に関する
支援事業のご紹介



榑葉町



はじめに

榑葉町は、原発事故に伴う避難指示により、自宅を管理できない状況が長く続いたことから、町内の多くの家屋でネズミや害虫が大量に繁殖し、また家屋内に汚損等の被害が見受けられています。

このような状況をこれ以上放置すると、家屋の荒廃がさらに進み被害が拡大するとともに、感染症の発生など衛生面の問題が懸念されます。

このため、町では今年度、町民の皆さまの手間や負担を減らして、住宅の再建に取り組みやすくなる環境づくりを目指すため、次の3つの支援メニューを用意いたしました。

この機会をぜひご活用いただければと存じます。

榑葉町住環境回復支援事業

①ネズミ駆除

②害虫駆除

③家屋内清掃

(注)本事業は、解体予定の家屋、公営住宅、民間等賃貸住宅は対象外となります。

※①・②は、復興庁予算「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」を活用して実施します。

目次



- 住宅の再建に向けた取組について P 2
- ①ネズミ駆除について P 3~
- ②害虫駆除について P 6
- ③家屋内清掃費用の補助について P 7~
- 各種連絡先 P11

住宅の再建に向けた取組について

①～③の支援メニューは、世帯ごとに、それぞれ1回に限り利用いただけます。
また、すべてを選択することもできます。

今回ご紹介する事業

3～5ページ

①ネズミ駆除

- ✓ 家屋内のネズミの駆除を支援します
(併せて、②害虫駆除も行います。)

申込期限：
平成26年9月30日(火)

6ページ

②害虫駆除

- ✓ 家屋内の害虫の駆除を支援します

申込期限：
平成26年9月30日(火)

7～10ページ

③家屋内清掃 (費用補助)

- ✓ かかった費用のうち、
上限15万円まで
補助します

申込期限：
平成27年2月13日(金)

住宅のリフォーム(修繕、設備の交換・補修、耐震工事など)

- ✓ 必要に応じて、町民各世帯にて行ってください

①ネズミ駆除について（その1）

制度概要

（榑葉町ネズミ・害虫駆除支援事業）

ポイント

- 町民の皆さま自身で駆除作業を行っていただくことが基本となりますが、負担を減らすよう、以下の支援を行います。
 - ネズミの駆除資材、駆除の方法を説明したマニュアルを配布します。
 - ご希望に応じて、駆除業者による支援を受けることができます。
 - 駆除に関するご質問、ご相談に対応するコールセンターを設置します。
- 上記の支援について、町民皆さまの費用負担はありません。
- 害虫駆除（[6ページを参照](#)）と併用して行います。

実施時期

平成26年9月～平成27年1月頃

申込方法

所定の「申込書」に記入し、町生活支援課に提出してください。

申込期間：[平成26年9月30日（火）](#)まで

その他

駆除の効果を高めるため、基本的に行政区単位で面的に駆除を実施します。

[ご近所の方々と共にお申し込みいただくことをおすすめします。](#)

①ネズミ駆除について（その2）

全体の進め方

平成26年8月～9月

申込み
駆除業者から連絡

- 駆除を希望する場合、町生活支援課にお申し込みください。
※申込期間：平成26年9月30日(火)まで
- 後日、駆除業者(株式会社アオバ消毒)から連絡をします。

平成26年9月～

ネズミ駆除の実施

- 事前に、ネズミ駆除に必要な資材(およそ4回分)を配布します。

＜配布資材＞

毒餌箱、殺鼠剤、粘着トラップ、屋内煙霧剤、殺菌剤

- 駆除作業は、基本的に、町民の皆さま自身で実施していただきますが、**ご希望に応じて、立ち会いのもと専門業者による支援を受けることができます(5ページを参照)**。

ネズミ駆除後

害虫駆除の実施
(6ページを参照)

- ネズミ駆除が終了したら、床下の害虫駆除を行います。
(実施日は、駆除業者と別途調整となります。)

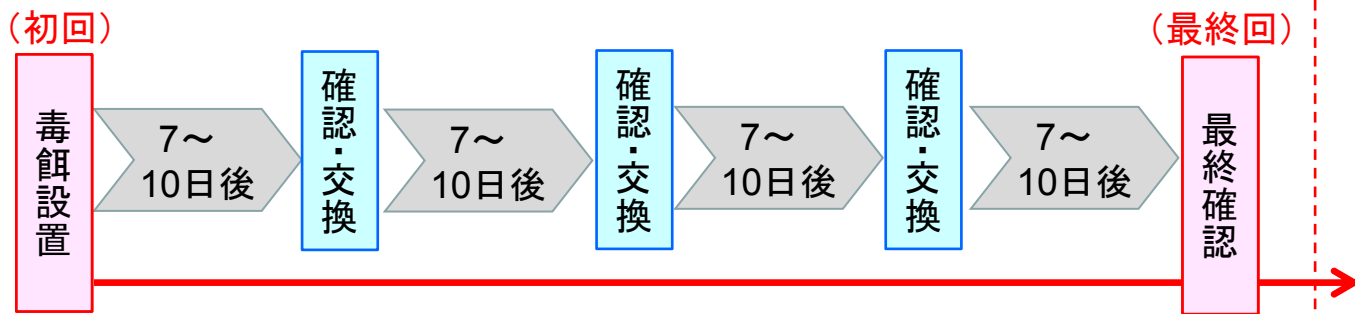
①ネズミ駆除について (その3)

ネズミ駆除の方法

- 駆除前に、居室内の片付けやゴミの撤去を行ってください。
- ネズミ駆除の具体的な方法は、資材とともに配布するマニュアルを参考にしてください。
- 駆除は、7～10日おきに、家屋内に毒餌を設置(交換)して行います。
- 駆除により捕獲したネズミ等は、ゴミ袋に入れ、ごみステーションに捨ててください。

ネズミ駆除の流れ

※駆除期間の目安: 1ヶ月半～2ヶ月程度



※駆除の初回と最終回に駆除業者による支援を受けることができます。

駆除業者(立会い)による支援内容

【初 回】生息調査、死がい・糞尿の除去、資材設置場所の助言、**侵入経路の封鎖**※

※侵入経路を発見の上、簡易封鎖を行い、屋外からの再侵入を防ぐものです。

【最終回】生息調査、屋内煙霧消毒、簡易清掃、屋内害虫駆除剤散布

②害虫駆除について

制度概要

(柵葉町ネズミ・害虫駆除支援事業)

ポイント

- 駆除業者が、家屋の床下等に衛生剤を散布し、害虫を駆除します。駆除業者による家屋内の立入りはありません(敷地内には立ち入ります)。
- 駆除の実施について、町民皆さまの費用負担はありません。
- ネズミ駆除を行う場合、ネズミ駆除の最終回に害虫駆除を併用して行うこととなります。
- また、ネズミ被害が無い場合、害虫駆除単独で行うことも可能です。

実施時期

平成26年9月～平成26年11月頃

申込方法

所定の「申込書」に記入し、町生活支援課に提出していただきます。

申込期間: 平成26年9月30日(火)まで

③家屋内清掃費用の補助について（その1）

制度概要

（梶葉町住宅清掃費補助金）

ポイント

- あらかじめ町が指定する清掃業者により、家屋内の清掃（汚損箇所の掃き・拭き掃除、片付け等）を実施した場合、その清掃費用の一部を補助します。
- 補助金の額は、15万円を上限とします（清掃費用がこれを下回る場合には、当該清掃費用全額を補助します。）。
- ネズミ・害虫による被害が少しでもある場合には、清掃の効果を高める観点から、駆除と併用してお申し込みいただくことをおすすめします。その場合、基本的にはネズミ・害虫駆除が終了してから、家屋内清掃を実施することとなります。

実施時期

平成26年9月～平成27年3月頃

申込方法

家屋内清掃申請受付コールセンター（一般社団法人ならはみらい）にご連絡をいただき、その後所定の「申請書」に記入し提出していただきます。

申込期間：平成27年2月13日（金）まで

③家屋内清掃費用の補助について（その2）

全体の進め方

平成26年8月7日～

コールセンターへ連絡
清掃業者との調整

平成26年8月～

家屋への立会い
申込みの準備

(注)申請書類の作成や
手続きを清掃業者に
委任することができます。

※以下の流れは、町に対する諸手続きを専門業者に委託する場合。

- ・清掃を希望する場合、まずは「コールセンター」へご連絡下さい。

家屋内清掃申請受付コールセンター
(一般社団法人ならはみらい)

☎ 0246-88-7473

- ・コールセンターにて清掃業者を選定し、清掃業者の立会日について日程調整を行います。
- ・清掃業者が家屋内の状況を確認し、申込み(補助申請)の際に必要となる以下の書類を用意します。

＜補助金交付申請 必要書類＞

- ① 清掃を実施する**住宅の位置図**
- ② 清掃を実施する箇所を示した**住宅の平面図**
- ③ 清掃**着手前の写真**
- ④ 清掃費用の内訳が記載されている**契約書の写し**又は**請負書の写し**
- ⑤ 町税等を滞納していないことを証した**納税証明書**

※必要書類の作成等を業者に委任する場合、委任状が必要です。

③家屋内清掃費用の補助について (その3)

全体の進め方

平成26年8月～
申込み(補助申請)

- ・ コールセンターに申込み(補助申請)を行います。清掃業者に委任状を提出することにより、清掃業者が諸手続きを代行します。
※申込期間: **平成27年2月13日(金)**まで

平成26年9月～
家屋内清掃の実施
(2～3日程度)

- ・ 補助金の交付が決定したら、清掃業者により、家屋内の清掃を実施します。

【指定清掃業者 一覧】 ※随時、追加予定

1	(有)ウィル
2	(有)エスアメニティ
3	おそうじ本舗 いわき湯本店
4	(株)Y&M
5	(株)アオバ消毒
6	(株)トーホク装美
7	(有)ゼアシステム
8	(有)フロムゼロ
9	(株)スタジオライフ
10	常光サービス(株)

ネズミ駆除後
補助金の交付
清掃費用の支払い

- ・ 清掃が完了したら、その旨の報告書の提出(1ヶ月以内)を行い、補助金が支払われます。なお、清掃業者に諸手続きを委託する方は、清掃費用から補助金額を差し引いた額を清掃業者に支払うこととなります。

③家屋内清掃費用の補助について（その4）

補助の対象となる清掃の考え方

- 汚損箇所の掃き・拭き掃除、片付け等の役務が補助対象となります。清掃箇所については、あらかじめ指定していませんので、清掃業者と相談してください。
【清掃箇所例】 家屋内の床面、壁面、窓ガラス、エアコン、換気扇、水回り など
- 以下の場合については、補助対象外となります。
 - 家屋又は設備の改修、修繕、補修等
 - 屋外の清掃
 - その他、清掃業者が対応出来る範囲を超える清掃作業
- 汚損の程度によっては、清掃を行っても、汚損が完全に除去し又は現状回復することが困難な場合があります。
- なお、清掃業者に清掃を依頼する前に家屋内の整理整頓を行っておくことで、清掃効果の向上と費用の自己負担軽減につながります。

※東京電力(株)が行っている片付け支援（無料）もぜひご利用ください。

東京電力(株)片付け受付専用ダイヤル ☎ 0246-38-7364

申込み・問い合わせ 連絡先一覧

※受付：土日祝日を除く、平日午前9時～午後5時

	申込み先	事業内容についての 問い合わせ先
①ネズミ駆除	町生活支援課 ☎ 0246-46-2551	ネズミ・害虫駆除問合せコールセンター (株式会社アオバ消毒) ☎ 0246-84-8673
②害虫駆除	(〒970-8044 いわき市中央台飯野3丁目3-1 (いわき明星大学 大学会館内))	
③家屋内清掃	家屋内清掃申請受付コールセンター (一般社団法人ならはみらい) ☎ 0246-88-7473 (〒970-8044 いわき市中央台飯野3丁目3-1 (いわき明星大学 大学会館3階))	町生活支援課 ☎ 0246-46-2551

※全般的なお問い合わせは、町生活支援課 生活再建係(☎ 0246-46-2551)まで。